

障害のある方に対する助成などの手続きを忘れずに

タクシー費用、自動車ガソリン費用、理容・美容サービス費用、機能回復施術費用の助成を受けている方へ、手続きの通知を送付しました。内容を確認し、手続きしてください。
タクシー費用、自動車ガソリン費用の助成決定を受けている方

▼助成金の請求期間 4月1日(金)～10日(日)の午前8時30分～午後5時

※4月2日(土)・3日(日)・9日(土)・10日(日)も受け付けます(受付時間：午前8時30分～11時45分、午後1時～5時)。
 手続きに必要なもの タクシー費用またはガソリン費用の領収書(納品書やクレジットカード売上票は不可)・印鑑・身体障害者手帳または愛の手帳
 ※請求期間を過ぎると助成できません。注意してください。
理容・美容サービス費用、機能回復施術費用の助成を受けている方

▼利用券の交付期間 4月1日(金)～(土)・日曜日、祝日

除く)午前8時30分～午後5時
 ※4月2日(土)・3日(日)・9日(土)・10日(日)も受け付けます(受付時間：午前8時30分～11時45分、午後1時～5時)。
手続きに必要なもの 印鑑・身体障害者手帳または愛の手帳

※各種助成を受けるためには事前に申込みをし、交付決定を受ける必要があります。

◎問合せ 障害福祉課障害福祉係 173

特別障害者手当・障害児福祉手当の月額が変わります

平成28年4月分から特別障害者手当および障害児福祉手当の月額が次のとおり改定されます。5月振込分からは、2月振込分の金額と異なります。確認してください。

特別障害者手当(月額)

(変更前) 2万6620円

(変更後) 2万6830円

障害児福祉手当(月額)

(変更前) 1万4480円

(変更後) 1万4600円

◎問合せ 障害福祉課障害福祉係 173

戦没者遺族による慰霊巡拜のお知らせ

厚生労働省では、戦没者遺族による慰霊巡拜の参加者を募集しています。

▼対象 戦没者遺族で原則80歳以下の健康な方で、戦没場所が巡拜予定地である方(過去5年以内にこの事業に参加した方は原則対象外)／実施地域 硫黄島、ハバロフスク地方、イルクーツク州、樺太、沿海地方、中国東北地方、東部ニユーギニア、ビスマーク、ソロモン諸島、マリアナ諸島、ミャンマー、フィリピン(実施地域ごとに定員あり)／参加費 硫黄島：1～2万円、その他地域：20～40万円(費用の3分の1程度を国が補助します)／巡拜期間 硫黄島：2日間、その他地域：8～10日間程度／申込み 電話または直接、社会福祉課庶務係または東京都福祉保健局生活福祉部計画課援護恩給係へ

◎問合せ 社会福祉課庶務係

116／東京都福祉保健局生活福祉部計画課援護恩給係 ☎ 03-5320-4076

保険・年金

温泉センター割引利用券の配布

国民健康保険に加入している方に「温泉センター割引利用券」を市役所1階の市民課保険係で配布しています。ぜひ、利用してください。

希望する方は、必ず国民健康保険証を持参してください。

※後期高齢者医療制度に加入している方(75歳以上の方)は配布の対象となりません。ご了承ください。

利用可能施設

■椋原温泉センター「数馬の湯」

☎ 598-6789

■奥多摩温泉「もえぎの湯」

☎ 0428-82-7770

■秋川渓谷「瀬音の湯」

☎ 595-2614

■ひので三ツ沢「つるるる温泉」

☎ 597-1126

▼利用期間 平成29年3月31日まで

※利用時間などは、利用券に記載してあります。

◎問合せ 市民課保険係 125

第4回発表会
Spring Performance
「ドンキホーテ」ほか

2016.4.24.sun
開場 15:30
開演 16:00

ゆとろぎ 大ホール
羽村市生涯学習センター

入場整理券が必要です



Sayaka Ballet Studio
さやかバレエスタジオ
羽村駅徒歩1分

羽村市羽東 1-7-11
ステーションサイドビル2F
tel.042-555-8683
http://sayakaballetstudio.com

4・5・6月
無料体験レッスン受付中

地元 羽村の
防犯カメラ専門店 NIS

最新業務用防犯カメラ施工全国対応!



受付時間 9時～18時(平日)

0120-755-736

現場調査・直接ご相談 無料!

エヌアイエス・(株) グループ
羽村市神明台1丁目25-11-203
URL: www.groove.co.jp

お先のスマートフォン・遠隔地の本部 PC から、現場をフル HD 画質で閲覧・録画可能。

子育て



児童扶養手当・特別児童扶養手当の支給額の変更

平成28年4月分から、児童扶養手当・特別児童扶養手当の支給額が次のとおり改定されます。

■ 児童扶養手当（月額）

	変更前	変更後	差 額
全部支給	42,000 円	42,330 円	330 円
一部支給	41,990 円 ～ 9,910 円	42,320 円 ～ 9,990 円	330 円～ 80 円

■ 特別児童扶養手当（月額）

	変更前	変更後	差 額
1 級	51,100 円	51,500 円	400 円
2 級	34,030 円	34,300 円	270 円

※児童扶養手当の4月期分は4月14日(木)に、特別児童扶養手当の4月期分は4月11日(月)に指定の口座に振り込みます。確認してください。

① 問合せ 子育て支援課 係内 237

ひとり親家庭休養ホーム事業（宿泊費助成）

市内のひとり親家庭の休養とレクリエーションを目的に、自然休暇村の宿泊費の一部を助成します。

▼対象期間 平成29年3月31日宿泊分まで／対象 市内に住所を有し、平成29年3月31日時点で18歳以下の児童とその親／助成金額 親・中学生以上：1泊2500円、小学生：1泊1600円／利用回数 1家庭1泊まで／利用方法 自然休暇村へ電話などで予約をした後、市役所2階子育て支援課で申請書を記入してください。対象家庭には、助成券を発行します。

① 問合せ 子育て支援課 係内 239

義務教育就学児医療費助成制度（子の申請を忘れずに）

3月に、この春小学校に入学する児童（平成21年4月2日～22年4月1日生まれ）がいる家庭に「義務教育就学児医療費助成制度（子）」の申請書を送付しました。（子）申請の

手続きがまだ済んでいない方は、至急必要書類を添えて手続きをお願いします。

▼申請受付期間 4月28日(木)まで（土・日曜日、祝日を除く）
／受付時間 午前8時30分～午後5時（正午～午後1時を除く）
※4月28日(木)までに申請した方は、4月1日(金)からの認定となります。5月以降も随時受け付けますが、申請した日からの認定となります。注意してください。

① 問合せ 子育て支援課 係内 237

プレマサロン（母親学級）

妊娠、出産、赤ちゃんとの生活について話します。

▼日時 5月12日(木)・19日(木)、6月2日(木)（全3日）○1・3日目：午後1時15分～3時45分○2日目：午後2時～4時／会場 保健センター／対象 市内在住の妊娠中の方／持ち物 母子健康手帳・筆記用具／内容 1日目：助産師による講座、2日目：産婦人科医・栄養士による講座、3日目：歯科医による講座、先輩

ママとの交流

※直接会場へお越しください。
※3日間の講座のうち1日だけの参加もできます。
※お子さん連れでの参加は、事前に相談してください。

① 問合せ 保健センター 555-1111 係内 626

文化・教育

青少年育成活動保険

青少年育成団体の活動を支援するため、団体の代表者や指導者に対する保険に、市の負担で加入しています。加入を希望する団体は、申し込んでください。

▼対象団体 市内の青少年育成団体および青少年育成を目的とした社会教育関係団体

青少年育成団体代表者賠償責任保険制度

青少年育成活動中の事故により、団体の代表者・指導者（無報酬の方）が法律上の賠償責任を負わされた場合に救済します。

▼補償限度額 対人・対物賠償共通：1事故5億円

青少年育成団体指導者傷害保険制度

青少年育成活動中の事故で、団体の代表者・指導者（無報酬の方）が自ら負傷した場合に救済します。

▼補償金額 死亡：3000万円、後遺障害：3000万円まで、入院1日につき：4500円、通院1日につき：3000円

提出書類 羽村市青少年育成指導者登録名簿・事業計画

※提出書類は、市公式サイトからダウンロードすることができます。

① 申請先・問合せ 4月1日(金)～14日(木)（土・日曜日を除く）の午前8時30分から午後5時まで、必要書類を持参し直接市役所2階児童青少年課児童青少年係内 264へ